

千葉市道路内建築物連絡協議会規約

(目的)

第 1 条 本協議会は、千葉市に設置する道路内建築物の許可等に関し連絡、調査及び協議を行うために設ける。

(名称)

第 2 条 協議会は、千葉市道路内建築物連絡協議会という。

(取扱事項)

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について取り扱う。

- (1) 「道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第 44 条第 1 項第 4 号の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）」（平成 30 年 7 月 11 日付け国住指第 1201 号、国住街第 80 号）、
「道路の上空に設ける通路に係る消防法第 7 条の同意の運用について（通知）」（平成 30 年 7 月 11 日付け消防予第 423 号）、
「道路の上空に設ける通路の取扱いについて」（平成 30 年 7 月 11 日付け国道利第 7 号）、
「道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の取扱いについて（通達）」（平成 30 年 7 月 11 日付け警察庁丁規発第 84 号）等関係通知の運用に関する
こと。
- (2) 道路内建築物に関する指導及び違反の措置に関すること。
- (3) 関係行政庁等の連絡調整に関すること。
- (4) その他道路内建築物に関し必要と認める事項。

(組織)

第 4 条 協議会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、都市局建築部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 第 1 項から第 3 項までに規定する会議について、開催が困難な場合又は協議の対象となっている建築物について事前に各委員と協議が済んでおり、委員長が認めるときは書面による開催とすることができる。
- 7 前項に規定する場合は、第 4 項の規定を省略する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 別表第 2 号に掲げる職にある委員にあつては、協議の対象となっている建築物を設置する道路を管轄する警察署の交通課長が会議に出席するものとし、別表第 7 号及び第 8 号に掲げる職にある委員にあつては、協議の対象となっている建築物を設置する道路を所管する課長

が会議に出席するものとする。

- 3 別表第 11 号から第 15 号までに掲げる職にある委員にあつては、委員長が必要と認めたときにその指名により会議に出席するものとする。
- 4 会議には、道路内建築物の建築主（建築主の代理者を含む。）が出席し、当該建築物についての説明を行うものとする。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第 6 条 協議会の庶務は、都市局建築部建築指導課において処理する。

（補則）

第 7 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

別表

- (1) 千葉県警察千葉市警察部総務課長
- (2) 千葉中央警察署、千葉東警察署、千葉西警察署、千葉南警察署及び千葉北警察署の交通課長
- (3) 都市局都市部都市計画課長
- (4) 都市局都市部都市計画課都市デザイン室長
- (5) 都市局建築部建築指導課長
- (6) 都市局建築部建築情報相談課長
- (7) 建設局土木部土木管理課長
- (8) 建設局土木部中央・美浜土木事務所、花見川・稲毛土木事務所、若葉土木事務所及び緑土木事務所の管理課長
- (9) 消防局警防部警防課長
- (10) 消防局予防部指導課長
- (11) 経済農政局経済部経済企画課長
- (12) 都市局都市部まちづくり課長
- (13) 都市局都市部市街地整備課長
- (14) 都市局公園緑地部緑政課長
- (15) 建設局道路部道路計画課長